

平成 27 年 2 月 16 日

全国重症心身障害児（者）を守る会

各支部長 様

各運動推進委員 様

各ブロック事務局長 様

法人常任理事会会員 様

全国重症心身障害児（者）を守る会

会 長 北浦 雅子

障害者総合支援法見直しに関する意見について（情報提供）

「障害者自立支援法」に代わる法律として、平成 25 年 4 月 1 日から「障害者総合支援法」が施行されています。この法律の附則第 3 条に、「障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、この法律施行後 3 年を目途として、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、（中略）などについて検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。」と規定されています。

これを受けて、昨年 12 月 15 日、厚生労働省に「障害福祉サービスの在り方等に関するワーキンググループ」が設置されました。ワーキンググループでは、関係者や当事者の意見を聞きながら議論を進めることとしており、去る 2 月 2 日に当会も団体ヒアリングに出席し、意見を述べたところです。

ワーキンググループに提出した当会の意見を、別紙のとおり情報提供します。

おって、この情報は当会のホームページにも掲載しておりますことをお知らせします。